

各制度案比較表

	機能ごとに権利化する案 (A案)	物品ごとに権利化する案 (B-1案)	物品ごとに権利化する案 (B-2案)
保護対象	プログラムの実行に係る操作画像	物品の部分としての操作画像	同左
効力範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>プログラムの機能の区分に応じて、その効力範囲が定められる</li> <li>画像が表示される物品には影響されない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>物品の区分に応じて、その効力範囲が定められる</li> <li>意匠の類否は、画像（物品の部分）の用途及び機能によっても判断される</li> </ul>	同左
実施・侵害行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>意匠に係るプログラムの生産・譲渡等、等（※）</li> <li>上記の実施行為には、意匠に係るプログラムを記録した製品の生産等も含まれる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>意匠に係る物品の製造・使用・譲渡、等（※）</li> <li>意匠に係るプログラムの生産・使用・譲渡等、等（※）については、間接侵害規定の新設等によって条件付きで侵害行為とみなす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>意匠に係る物品の製造・使用・譲渡、等（※）</li> </ul>
メリット・デメリット	<p>&lt;実効性&gt; ○：表示される物品とは無関係にアプリの販売行為等に権利行使可能</p> <p>&lt;クリアランス負担&gt; ×：アプリ等を作成・販売等する業者に新たな負担が生じる ×：プログラム機能中心のクリアランスは、実務が想定しづらい</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>クリアランスツールの整備によりクリアランス負担が大幅に軽減されれば、制度上のデメリットは解消され得る</p> <p>&lt;国際整合性&gt; △：あらゆる物品において保護される点では、米国、欧州に整合的 △：ハーグルートの画像デザイン出願をどの程度受け入れ可能かは運用による</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>クリアランスツールの整備によってクリアランス負担が大幅に軽減されれば、機能区分ごとに意匠権を設定することなく、ハーグルートの出願を全面受け入れ可能な制度も検討可能</p>	<p>&lt;実効性&gt; △：登録意匠に係る物品と同一又は類似の物品に利用されるアプリは、その販売行為等に権利行使可能</p> <p>&lt;クリアランス負担&gt; ×：アプリ等を作成・販売等する業者に新たな負担が生じる ○：機器メーカーは、従来の物品を中心としたクリアランス実務を維持可能</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>クリアランスツールの整備によりクリアランス負担が大幅に軽減されれば、制度上のデメリットは解消され得る</p> <p>&lt;国際整合性&gt; △：個々の物品単位で保護される点では、韓国、中国（P）と整合的 △：ハーグルートの画像デザイン出願をどの程度受け入れ可能かは運用による</p>	<p>&lt;実効性&gt; ×：原則、アプリの販売行為等に権利行使不可</p> <p>&lt;クリアランス負担&gt; ○：原則、アプリ等を作成・販売等する者はクリアランス不要 ○：機器メーカーは、従来の物品を中心としたクリアランス実務を維持可能</p> <p>&lt;国際整合性&gt; △：個々の物品単位で保護される点では、韓国、中国（P）と整合的 △：ハーグルートの画像デザイン出願をどの程度受け入れ可能かは運用による</p>

（※）個人ユーザーの行為の扱いについては、別途検討の必要あり。

これら審査及び登録制度を前提とする制度案の他、クリアランス負担の軽減を前提として、意匠の早期権利化により重きを置く制度案についても検討の余地はある。